

【改正概要】

平成21年8月18日より工事实績情報サービス(CORINS)の入力システムが変更されることに伴い以下のとおり維持修繕作業共通仕様書の一部を改正します。

第1章 総則

(現行)

1 - 44 工事カルテの作成及び登録

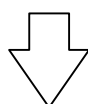
(1) 乙は、受注時又は変更時において工事請負代金額が 2,500 万円以上の工事について、工事实績情報サービス(CORINS)入力システムに基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けた上、登録機関に以下のとおり登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「工事カルテ受領書」が届いた場合は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。ただし、変更時と完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。なお、請負金額のみの変更については、原則として登録を要しないが、工事請負代金 2,500 万円を超えて変更する場合には変更時登録を行うものとする。

- 1) 受注時の申請は、契約締結後土曜日、日曜日、祝日を除き10日以内とする。
- 2) 完成時の申請は、しゅん功届提出後10日以内とする。
- 3) 受注時の内容に変更があった場合の申請は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日を除き10日以内とする。

(2) 乙は、受注時において工事請負代金額が 500 万円以上 2,500 万円未満の工事について、工事实績情報サービス(CORINS)入力システムに基づき、受注時に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けた上、契約締結後土曜日、日曜日、祝日を除き10日以内に登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「工事カルテ受領書」が届いた場合は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、受注時登録データの訂正を行った場合は、「工事カルテ受領書」の写しを直ちに監督員に提出しなければならない。



(改正)

1 - 44 工事实績データの作成及び登録

乙は、受注時又は変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事实績情報サービス(CORINS)入力システムに基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「工事实績データ」を作成し監督員の確認を受けた上、登録機関に以下のとおり登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた場合は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、これに要する費用は乙の負担とする。

- 1) 受注時の申請は、契約締結後土曜日、日曜日、祝日を除き10日以内とする。
- 2) 完成時の申請は、しゅん功届提出後10日以内とする。
- 3) 受注時の内容に変更があった場合の申請は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日を除き10日以内とする。ただし、変更時と完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。また、請負代金のみの変更については、原則として申請を要しない。